

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

## 事業名 岐阜県埋立て等の規制に関する条例対策費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 土壌環境係 電話番号：058-272-1111 (内 2834)

E-mail: [c11264@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11264@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 3,909 千円 (前年度予算額：3,851 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,851	0	0	3,851	0	0	0	0	0
要求額	3,909	0	0	3,909	0	0	0	0	0
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成13年から平成17年にかけて埋戻材としてフェロシルトが使用されたことにより、土壌環境基準を超える六価クロムやふっ素が検出され、県民の生活環境に不安を与え、大きな社会問題となった。

また、産業廃棄物の不適正処理事案の中には、土砂等による埋立て等を装った事案があり、無秩序な埋立て等により、土砂等の崩落等による災害発生の不安を与えていた。

これらを受け、埋立てそのものについて規制する「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を平成19年4月に施行した。

また、規模が大きく長期間に及ぶ工事では、発生する土砂が大量となり、搬出先となる特定事業場等も広範囲に分散されることが想定され、仮に環境基準に適合しない土砂が不適切に事業区域外に搬出された場合は、環境汚染拡大のリスクが一層高まる。このため、当該土砂を受け入れる特定事業場に対する検査頻度や周辺環境調査など条例の運用を定め、特定事業場やその周辺における環境汚染の未然防止を図ることにより、県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保することが必要である。

## (2) 事業内容

- ・岐阜県埋立て等の規制に関する条例に基づく許可事務
- ・岐阜県埋立て等の規制に関する条例に基づく規制対象事業者に対する監視指導事務（許可業者に対する埋立て指導、苦情立入り・監視パトロール）
- ・不適正な埋立て、大規模工事からの発生土に係る検査委託業務  
苦情等、必要があれば施工中、完了時の立入検査時に土壌等の検査を実施

## (3) 県負担・補助率の考え方

条例に基づく事業であるため、上記事業は県で行う必要がある。

## (4) 類似事業の有無 無

### 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	226	業務旅費
需用費	770	消耗品費、燃料費、印刷製本費
役務費	80	郵便・電話代他
委託料	2,707	不適正な埋立て、大規模工事からの発生土に係る検査業務
使用料及び賃借料	80	ETC 使用料
交付金	46	市町村への立入調査経費
合計	3,909	

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

- ・第6次岐阜県環境基本計画（計画期間：令和3～7年度）

# 事業評価調書

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため、引き続き本条例の適正な施行及び運用を図っていく。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

### ○指標を設定することができない場合の理由

事業の性質上、数値目標の設定ができないため。(不適正事案発生・把握の都度、その解決に向けて取り組んでいるため。)

### (前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
  - ・条例運用：新規許可(R1年度 63件)
  - ・監視パトロール(苦情立入含む) 1,750件(うち苦情立入 2件)

### (前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
現時点で、土砂等の埋立てによる土壌汚染等が問題となっている事案はない。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い      △：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	フェロシルトや硫酸ピッチの不法投棄等、依然として産廃不適正処理事案（不適正な埋立て含む）に係る県民の関心は高く、これら事案に対して的確・厳正に対処していくことへの期待は極めて高い。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) ○	現時点で、土砂等の埋立てによる土壌汚染等が問題となっている事案はないことから、条例の適切な運用が不適正な埋立て等の未然防止に繋がっているものと考えられ、事業効果は着実に現れている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている      △：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) ○	市町村・警察等の関係機関との連携体制、県民からの情報提供（情報収集）の体制も整っている。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 条例による制度の更なる周知・徹底を行っていく。 大規模工事からの発生土を受け入れる特定事業場の検査頻度及び周辺環境調査など条例の運用を定めることにより、特定事業場やその周辺における環境汚染の未然防止を図る。</li> </ul>
---

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 引き続き、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境を保全するとともに県民の生活の安全を確保していく。</li> </ul>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

